

# 介護保険の要介護認定を受けている人は「障害者控除」が受けられます

町では、要介護認定を受けている65歳以上の方が、所得税、町県民税の申告をされる場合、障害者控除を受けることができます。要介護認定を受けている人に「障害者控除対象者認定書」を1月下旬にお送りしています。申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

※本人および扶養義務者の住民税が非課税で申告の必要がない人は、この認定書は必要ありません。なお、身体障害者手帳などを持つ人もこの認定書は必要ありませんが、次のいずれかに該当する人で要介護4・5の人は特別障害者控除を受けることができます。

1. 身体障害者手帳(3～6級)に該当する人
2. 知的障害者療育手帳(B1・B2)に該当する人

障害者控除認定対象者	
対象者	要介護認定者(65歳以上)
判定の基準日	平成23年12月31日または資格喪失日現在
判定の基準	『障害者』に認定される人……要介護1・2・3の人
	『特別障害者』に認定される人……要介護4・5の人

【問い合わせ先】  
 役場保険課 介護保険係  
 ☎ 286-3111 内線 124・125

## 町教育委員会 非常勤職員採用試験

**採用予定人員** いきいき益城っ子担当 19人程度  
 ドリーム益城っ子担当 7人程度  
 特別支援教育支援員 7人程度

**試験日** 3月3日(土)・4日(日) 午前9時～

**試験会場** 町総合体育館または町公民館

**試験内容** 面接試験  
 ※教員免許を持つ人を優先します。

**受付期限** 2月24日(金) ※土・日曜日を除く

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分

**任用期間** 平成24年4月4日～  
 平成25年3月28日

**申込用紙** 町教育委員会学校教育課に用意。

給与・勤務時間	・いきいき益城っ子担当	時給1,500円(H23.4現在)
	・ドリーム益城っ子担当	1日4～5時間勤務(年間840時間以内)
	・特別支援教育支援員	時給1,000円(H23.4現在)、1日6時間勤務(年間1,200時間以内)

採用方法 試験合格者は、合格者名簿(有効期限1年)に搭載されます。  
 採用が必要な時期に、教育委員会から連絡します。  
 ※職務内容など、詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

【申込・問い合わせ先】  
 町教育委員会 学校教育課 ☎ 286-3111 内線 311

## 町職員人事異動

平成23年12月22日付

新所属	氏名	旧所属	新所属	氏名	旧所属
会計課 会計管理者	内田吉十司	学校教育課長	税務課 住民税係長	岩本 武継	税務課納税係主査
保険課 介護保険係長	吉村 英二	税務課住民税係長	学校教育課 課長	藤岡 卓雄	保険課介護保険係長

■平成23年12月21日付退職者 古閑森 一美(会計管理者)